

南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン等募集にかかる審査要領

1 目的

南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン等募集要領「7 選考方法」について、以下のとおり定めます。

2 日時及び場所

日時：平成30年1月11日（木曜日）午前10時から午前12時まで

場所：（審査会場）南河内府民センタービル4階 入札室

3 審査の方法

（1）審査方法

ア （2）の審査基準及び（3）の審査項目に基づき、（4）の審査委員で構成する審査会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。

イ 審査は、書類審査にて行います。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、委託契約交渉の相手方に決定します。

（2）審査基準

応募のあった作品について、別添「南河内いちごの楽園プロジェクト」ブランド展開の方向」に基づき、「ブランドの方向性を反映しているか」、「生産環境や産地のイメージなど、いちごの生産背景を踏まえたものとなっているか」、「ブランドいちごの特徴を反映させているか」、「主なターゲットへの訴求性はあるか」、「限定感・高級感はあるか」等について「ネーミング」と「デザイン」それぞれについて評価を行い、審査します。

(3) 審査項目

審査項目	審査内容	ネーミング評価点	デザイン評価点
ブランドの方向性	・ブランドの方向性を反映しているか。	40点	20点
独自性	・生産環境や産地のイメージなど、いちごの生産背景を踏まえたものとなっているか	20点	10点
ブランドいちごの特徴の反映	・ブランドいちごの特徴（大粒、真っ赤、完熟等）をイメージさせるものになっているか	20点	10点
主なターゲットへの訴求性	・購買目的や販売場所、販売時期を踏まえたターゲットへの訴求力があるか。	10点	5点
限定感・高級感	・限定感や高級感など、プレミアム感を醸し出しているか	10点	5点
合 計		100点	50点

※評価点は100点満点に換算します

(4) 審査委員

ア 審査委員は以下のとおりとします。

イ 審査委員長は、南河内いちごの楽園プロジェクト推進会議の構成員である大阪府南河内農と緑の総合事務所長とします。

ウ 別途、消費者へアンケートを行い、応募案について総合的に投票してもらいます。

審査委員	備考
いちご生産者	千早赤阪村及び河南町のいちご生産者4名程度
南河内いちごの楽園プロジェクト推進会議	推進会議構成組織の構成員
デザインの専門家	デザイン専門家
百貨店バイヤー	大阪の百貨店に卸すバイヤー
(消費者アンケート)	(百貨店等において消費者50名程度にアンケート)

(5) 審査の手順

ア 審査は、(2)の審査基準に基づき、(3)の審査項目について、「ネーミング」と「デザイン」それぞれについて採点し、合算します。

イ 審査委員による評価点と消費者アンケートの評価点を勘案した上で、(4)の審査委員で構成する「南河内いちごの楽園プロジェクトデザイン審査会」にて最優秀提案者を決定します。

4 審査結果

ア 審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 採択されたものについては、大阪府や河南町、千早赤阪村、大阪南農業協同組合等のホームページ等の広報媒体に掲載したり、プレスリリースにより、公表します。

5 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、採択されたとしても、失格とする場合があります。

ア 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。